

## 平成29年八郎潟町議会第4回臨時会 会議録

平成29年11月10日（金）  
（午後1時30分）

議長 村井 剛 ただいまの出席議員は10名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第4回臨時会は成立いたしました。  
なお、5番石井清人君から、また、6番北嶋賢子君から、欠席の届け出がありました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。2番 柳田裕平君、3番 伊藤敦朗君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。

議会運営委員長 柳田裕平 お疲れ様でございます。私から第4回臨時会の日程・運営等について審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
本日、午後1時から、第1委員会室において当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。  
今回の臨時議会の議案は、専決処分の承認が1件、平成29年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について、まちづくり活動センター設置条例の制定及びまちづくり活動センターの指定管理者の議決を求めることについての4議案であります。従って、本委員会では会期を本日1日限りと決定しております。  
以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 村井 剛 本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りと決定してご異議ございませんでしょうか。  
（異議なしの声あり）

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、各課課長、会計管理者であります。  
なお、教育長は出張のため欠席しております。  
それでは、日程第3、承認第3号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 大変ご苦労様です。  
提出議案について、ご説明申し上げます。  
承認第3号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて  
このたびの補正予算（第4号）の専決処分は、第48回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の事務執行経費に係るものであります。  
専決の補正予算書をご覧下さい。1ページ、歳入・歳出にそれぞれ567万円を追加し、予算の総額を32億3,794万8千円としております。  
6・7ページ、歳入には、衆議院議員総選挙費国庫委託金に566万5千円を、前年度繰越金に5千円をそれぞれ追加しております。  
8・9ページ、歳出には総務費・選挙費・衆議院議員総選挙費に投開票立会人報酬・職員時間外勤務手当・ポスター掲示場製作委託料など、総額567万円を追加しております。予算執行に当たり議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経る暇がなかったため専決処分したものであります。以上が一般会計補正予算（第4号）の専決処分の概要であります。  
よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより承認第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 質疑がないようなので、質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。日程第3、承認第3号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって承認第3号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第49号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）についてを上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 議案第49号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について補正予算書をご覧ください。1ページ、歳入歳出にそれぞれ269万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億4,064万6千円としております。  
このたびの補正予算の内容は、一日市商店街に建築中のまちづくり活動センター建築工事の追加工事分であります。  
8・9ページ、歳出では総務費・総務管理費・一般管理費の工事請負費に269万8千円を追加しております。これは、平成28年度の繰越予算で建築中のまちづくり活動センターについて、厨房ベーカリーブースの配置により、間仕切り等の仕様変更及び店舗側手洗い器の移設、西側出入口及び北側入口の自動ドア設置、外構工事における総面積の追加や、南側隣地の犬走整備などを追加するものであります。  
同センター建築中、管理運営予定のNPO法人はちらぼは、町民に愛される施設となることを第一に、更に事業内容を検討してきた結果、町民の皆様から要望の多かったパンの製造・販売も行うことになりました。  
パン関係の建物内スペースは、当初建築設計には含まれていなかったため、急遽、繰越予算の請負差額で変更契約を締結させていただきました。  
当初、契約工事は平成28年度の繰越事業であり、国庫補助金並びに交付税措置のある起債を財源としておりましたが、その後利便性を高めるこれらの追加工事が国庫補助金等の対象とならないことがわかり、本追加工事は平成29年度予算の一般財源で補助事業とは別に実施させていただきたく、本補正予算の議案上程となったものでございます。  
以上が一般会計補正予算（第5号）の概要であります。よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより議案第49号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。はい、7番加藤議員。

7番 加藤千代美 今、いろいろ説明があった訳なんですけど、5月29日の八郎潟町議会全員協議会の資料を見ますと、この2ページの中にパンの職員を2名配置するということが書かれて、そしてこの建物を建てるに当たって、視察したのは町職員と審議会のメンバーだということ、その時お話しされております。その中で、これ今設計変更が出てきたんですけども、その設計変更という前に29日の全員協議会では十分に検討して、審議してこの設計図が出たものと思いますけども、その辺は一体どの様な形になって設計変更することになったのか、でこの設計変更を見てみると最初に渡された設計図で大きく変わっているのは、ベーカリーの中とそれからこの女子トイレ、ここのところの建具追加と書いてあります。それから2階のところのドアが引き戸に変更になっています。こういう設計変更がなされている訳なんですけど、これが視察してこの建物を建てる段階で、十分に審議したはずなんですけれども、何故こういう結果に至ったのかその辺をもっと詳しく教えてください。

議長 村井 剛 はい、担当は加藤産業課長。

産業課長 加藤貞憲 ただ今の、加藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず、ご質問ですがベーカリーの設置について、それから女子トイレ及び多目的トイレの件について、それから2階のドアの件について、ということでご質問があったと確認しました。それについてお答えいたします。まず始めに、ベーカリーの関係ですが当初計画の厨房の中で、パンの製造が出来るものとして設計をしておりました。しかしながら、このパンの製造に関しましては、小麦や米粉の微細粉末が飛散し、その他の食品の製造課程に支障がき

たすということが判明いたしまして、個別にブースを設けることが必要だというご指摘がありましたので、これでベーカリー部分を新たに別室ドアを付けまして設置することとしております。また1階の女子トイレでございますが、障害者用のトイレが女子トイレの中にありました。ただ、障害者の中にはもちろん男性も含まれると思いますので、男性が女子トイレに入ることが如何なものかということで、あくまでも男女共に利用可能な個別のトイレを建設する必要があるということで、今回の変更としております。

また、2階のドア部分の変更に関しましてですが、2階のNPOの事務所なんですけど7人のスタッフが勤務することになります。そのことによりまして、机や書類棚等ではいっぺいになる可能性があることがわかりました。それによりまして、隣の学習室の一室を間仕切りを取りまして、事務所として新たに使用することが必要であるということと、それからNPOの事務所は金銭等を取り扱っておりますので、保管も兼ねております。そのために防犯上わかりやすいようにドアに変更させていただいております。以上です。

7番 加藤千代美 今、説明受けた内容というのは設計コンペやればわかると思いますけども、設計コンペはやってない訳ですね、それで指摘された事項についてはいずれもわかりきったことじゃないですか。例えば、この審議会の委員の中で、その時はパン粉が飛散するというようなことは出なかったんですか、それからもう一つは、一番重要なのはこの2階の間仕切りについて、現金を管理する段階で現金を管理する場所というのは、きっちりしなきゃいけないというような意見は出なかったんですか。

産業課長 加藤貞憲 ただ今の、ご質問にお答えしたいと思います。まず、ベーカリーの設計に関してでございますが、当初設計ではベーカリーの設置は考えておりませんでした。設計が出来上がりそれから工事の入札以降、この問題が色々とNPOの方からも要望書が提出されております。なお、NPOの要望書の提出については、6月末であったと私記憶しております。それと事務所の件に関しましてですが、実際にこのように事務所の中で色々とNPO法人はちらぼが、どのような事業が行えるのかということで色々検討して参りました。それで、はちらぼハウスという愛称で、活動センターを今はちらぼの皆さんは呼んでいる訳ですが、その向かい側にも生鮮食料品店を新たに設置するというので、今年の6月補正予算でもその分について、はちらぼに対して補助金として支出している訳でございますが、そのように当初3月の議会で皆様に議案として出した時点と今現在の時点とでは、かなり事業も膨らんできております。このような関係から、当初の見込みとはおのずから違っている形態でございますので、そのことに関しましては大変私共事業の活性化、または今後の町民の皆様のご利用のことを考えれば、このようなことになった訳ではございますが、利便性を考えて行く上では必要であるものと考えております。以上です。

7番 加藤千代美 私が議員になってから、追加工事というのは2件目なんですよね、協働文化施設も追加工事なさいました。今回もそうなんです。で5月の29日に話された段階でパンの職人が2人位採用されるということで説明されております。そうすると、今あなたがお話ししたことと、この時の説明では違うじゃないですか、パンを作るということがわかっているならば、パン粉が飛散するというのがわかるじゃないですか、そういう意見というのはその段階で出なかったんですか。今自分達がそういうことも全部検討するためにその視察とか、そういうものやって来たでしょう。その時にそういう話は出なかったの、その上でこういう計画が出来上がったの、その辺はどうか。

産業課長 加藤貞憲 まず、ベーカリーの件でございますけども、設計の最初の段階ではベーカリーを行うという設計ではございませんでした。設計を発注してからの話でございますので、その設計を発注する段階になって、発注してからそして工事の入札を行うまでの間に、はちらぼさんが色々募集をしまして、どんな事業が出来るかということを経査した段階で、6月に入ってからこの段階でございます。6月に入ってからこのような事業が出来るという見込みが立ったということで、はちらぼさんから町に対して補助事業の要望、それからこのまちづくり活動センターの変更についてこのような状況にあるので、何とか町に対して設計の変更お願い出来ないかという要望書が提出されております。以上です。

7番 加藤千代美 その5月29日の全員協議会をやられた段階で、議員の中からこういうものが出て来る前に、もっと議員と協議するべきであるという声もあった訳です。しかし、それもなさ

れずに、この設計図がバンと出て来てこれで認められた訳なんですけど、今の話を聞くとやっぱりこういう事業をやるためには、議員に事前に情報を公開して、十分に審議する必要があると思うんですよ、議員に話さないで要望があったから取り入れる、ただ追加する、何のための議会かというのがわからないじゃないですか。やっぱり大きな建物を建てるためには、議員等に十分に相談して、後に計画を立てるというストーリーを描かないと、またもやこういう形が出て来るということは遺憾だと思います。これで2件目ですよ。その辺を十分ご留意願いたいと思います。

議長 村井 剛 今後、要望事項として受け止めていただいて執行方よろしくお願ひしたいと思ひます。次にありませんでしょうか。はい、9番 近藤議員

9番 近藤美喜雄 ちょっと念のために、2点ばかりお伺ひします。一つは工期の関係です。これはおそらく準備がかなり進んでいると思ひれますけれども、工期に対する例えば延長とか、そういう風な事の考え方はあるのか、あるいは今の工期の中で十分こなせるのか、そこいら辺が一つ、もう一つはいずれこの事業は補助事業でやられておりますけれども、補助事業でやっているまだ完成もしない段階で、町単独のお金で変更して改装していくという風に結論的にいうとそういう事になりますけれども、そういう風な手法はおそらく協議して進めてるとは思ひますが、我々にもそういうことがどういう風なものなのか、一般的に過去の例を見ると完成もしないうちに単独だからと言って肝心な物に手を付けて変更していくということは何か無かったような氣もしますけれども、そこら辺2点ちょっとお願ひします。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんのご質問にお答へします。質問が2点ということで、始めの工期の延長等があるのかどうかと言うことでございますが、11月30日の工期を守っていただくということで、これに関しては変更はございません。補助事業の分についての、何故この追加分について単独かと言うお話してございますが、これにつきましては確かに予算的には変更した予算の枠内で変更設計をして、工事契約を結ぶ訳なんですけど、ただしこの変更した内容につきまして、ただ利便性を求めるだけでは補助事業として認めるかどうかということがはっきりしておりません。例えば自動ドアの関係でございますが、バリアフリーとかのことを考えればそれはあり得るのかなという県の方のお答へでありましたが、総務省の方からそれがOKかどうかという判断はまだいただいておりますので、これに関しては、はっきり言ってわからないものを国の事業として、予算としてそのまま置いておくよりも、確実に予算の執行が取れるように一般財源を用いたというのが今回の件でございます。以上です。

議長 村井 剛 近藤議員、よろしいですか。他にありませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。日程第4、議案第49号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算(第5号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって議案第49号は原案どおり可決されました。次に、日程第5、議案第50号 まちづくり活動センター設置条例の制定についてを上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 議案第50号 まちづくり活動センター設置条例の制定について  
資料2ページをご覧ください。本町商店街活性化のため、商店街の協力と地域住民との結ぶ機会を強め、商店街の魅力向上と賑わいづくり拠点として、まちづくり活動センターを建設することから、本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより議案第50号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。日程第5、議案第50号 まちづくり活動センター設置条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって議案第50号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第6、議案第51号 まちづくり活動センターの指定管理者の議決を求めることについてを上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 議案第51号 まちづくり活動センターの指定管理者の指定について資料5ページをご覧ください。まちづくり活動センターの指定管理者をNPO法人Ha chiLABに指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理期間は平成29年12月1日から平成33年3月31日までとしております。よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより議案第51号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 指定管理者制度についてお伺いしたいんですが、この施設に対する指定管理者であると同時に、この中で営利事業をやっておりますよね。その分野も指定管理するのですか。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございますけれども、営利事業ではございますが、NPO法人が運営する営利事業でございます。その建物の管理・運営を含め、その事業の収入プラス町からの補助金を以て運営させて行きたいと思っております。町とすればその収入の部分については、町の事業ではなく、あくまでもNPO法人の事業として捉えておりますので、あくまでも指定管理者に委託をする部分については、建物上の管理・運営ということになります。以上です。

7番 加藤千代美 建物管理運営上のことについてはわかりましたけれども、その営利事業関係で赤字が出た場合、どの位の赤字が累積して貯まるかと、その場合はどうする考えですか。

議長 村井 剛 小野総務課長

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございますが、まず現在のところそこまでは考えておりません。まず実際に運営をして行きまして、町からの補助金については、今年度の予算で、NPOさんの方の補助金として支出した内容に準じた形で今後は考えておりますので、赤字部分についての補填というのは、今のところはまだ検討中でございます。

7番 加藤千代美 再度確認しますが、3月定例議会のときに、523万円の人件費に伴う補助金が出ております。それから施設関係を購入するための補助金が出てます。これはそれでわかりますけれども、以後補助金が出る段階というのは、それに充当するようなものであれば補助金は出すけれども、営利関係に対しては出さないという考えですか。

産業課長 加藤貞憲 いまの加藤議員さんのご質問にお答えいたします。NPO法人が行う公益的なものについては、八郎潟町としてあくまでも人件費、給料部分については支出する予定でおります。今後共です。それと営利関係につきましては、来年度以降半額、例えば使用者の賃金の半額または、4分の1、3分の1と経営状況を勘案しながら町で協議していきたいと考えております。以上です。

7番 加藤 千代美 再度確認しますけども、今の説明を聞いてますと、あくまでも人件費に対する補助金だということですね。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問ですが、今現在のところ、来年度以降備品等そういう物に対しての要望は出ておりません。それで、もし出てきた場合においてはその時に判断をさせていただきたいと考えております。

議長 村井 剛 加藤議員、よろしいでしょうか。はい、加藤議員

7番 加藤千代美 私が聞いているのは、人件費と備品については、補助金を出すという考えであるという事は、総務課長さんからも聞いた訳なんですけど、ここで営利事業をやっている物品については、補助金を出さないという考えですかということですよ。

産業課長 加藤貞憲 ただ今の加藤議員さんのご質問にお答えしますが、この営利事業の関係とうことでお話いただきましたが、今回のはちらぼハウスの食堂関係、それからベーカリー関係、それから向かいの生鮮食料品の関係も営利事業ではございます。営利事業ではございますが、今回その購入経費に対して町ですべて補助事業として行っております。それで今後ですが、また事業等について拡大等があった場合、もっと町民の利便性を考えて事業拡大したいという要望がでてきた場合、その時にはその時点でまた検討させていただくというのが町の考えでございます。

7番 加藤千代美 益々わからなくなってきたよ。今買っている物については、町で補助金を出して物を買ったと、備品等はわかりますよ、人件費もわかりますよ、しかしこのパンを作る場合には粉が必要なんですね、その粉とかそれから生鮮食品を扱う場合に、例えば野菜とか鮮魚とかそういう物に対しても補助金を出すのかということ、私聞いているんですよ。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えいたします。その件に関しては、町では出資する予定はございません。

議長 村井 剛 加藤議員、よろしいですか。他にありましたら、はい9番 近藤議員

9番 近藤美喜雄 私もあまり中身良くわからないので、教えていただきたいんですけども、というのはこれは今の議案は委託の関係ですけれども、ただ非常に絡みがあるので、先程の設置条例と一緒に感じるような感じもしますけれども、はちらぼがその後、運営されていく為に使用料とか入ってくる、使用料を取る場合も免除する場合もあるんですけども、もし取るとすれば、それは前の条例を見ると今の組織の管理する団体の方へ入っていくと、町に入るのではないということですね、そうすると管理・運営に要する費用というのは利益を上げる事業をやって儲けが出る、あるいは町の方から貰うお金、両者が合わさって管理・運営をしていくと、こういう認識になるのかなと思ってますけれども、この点が一つわかりそうでわからないので教えていただきたいと思います。特に、この第7条のところの、さっきの条例に例を引き出して言いますけども、指定管理者の関係でここ出てきますので、この2項のところというのは、今までまず管理なかった訳ですよ、今までの設置条例の中にはおそらくこれ始めて出てきたんだろうと思いますけども、これがいわゆる使用料と絡んでくるという風なことで、町の方から運営する使用料を徴収した場合はそれを充てる、利益が上がった場合はそれを充当していく、こういう風なことでおおざっぱでは解釈してよろしい訳ですか。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますけれども、この管理条例の方は、設置条例の7条の2項ですが、指定管理者が町の建物を管理する上で、そちらの指定管理者の方の収入があった場合は、町の収入にも出来るし、そちらの指定管理者の収入にもすることが出来るという風に、地方自治法の中では謳われております。今回の考え方とすれば、はちらぼから上がってくる、この設置条例での使用料というのは2階の事務室とか、そのスペース、貸し事務所とか多目的ルームについての使用料でございます。ここについては、営利を目的とするものではございませんので、はちらぼさんの収入となった部分についてその差額を以て、町の方で差し引いた形で補助金を考えているという風な基本的な考えでございます。以上です。

9番 近藤美喜雄 ちょっと今の質問と関連しますけども、と言うのは先程のような収入で管理・運営に当たっていくことになると思いますけれども、ただ町の手を一切離れて指定管理者が一切自由に出来るような感じにも見られる訳ですけども、この状態というのは町の方でやっぱりかなり管理・把握した状態でやっていくものだろうと思いますけれども、例えば湖東厚生病院のように、赤字の状態、黒字の状態、こういうのはやっぱり運営協議会なりでちゃんと把握していけるので、そういう点ではもう自由自在だという風なイメージではなくて、町がやっぱりちゃんと管理して、把握してるという風なものに基づいて、赤字だ、黒字だという議論がされていくものだろうと思いますけれども、この点はよろしいですか。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。NPO はちらぼには、八郎潟町の職員が理事となり、また役員となってる職員もおります。その点について月1回の理事会において議案となった案件につきましては、我々毎月逐一確認しておりますので、その点については、私共は不安としては感じておりません。その時点々において NPO の状況を確認出来ると考えております。

また町としても、ただはちらぼに全てをお任せするという訳ではなくて、施設に関しても、もちろん町の所有物でございますので、その件に関しても今後共ちゃんとやっていくつもりでございます。

また、使用に関しましてはあくまでも指定管理者制度に乗っかってでございますが、町内会だとか、老人クラブさんだとか、そのような方々もご利用になると思いますので、そういう場合には他施設と同じく多分減免を受けるものと考えております。以上です。

議長 村井 剛 近藤議員、よろしいでしょうか。

9番 近藤美喜雄 ちょっと、くどくなるような感じもしますが、念のために今の活動センターなるものの、運営状況を把握していくために町とかあるいは、何らかの機関を設けてそこでチェックしていくのか、全く担当課が状態を見てやっていくのか、ここいら辺はどういう風なものでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 運営状況に関しましては、産業課の職員1名がはちらぼの理事となっております。それから総務課長と私がはちらぼの相談役等となっておりますので、総務課長は監事となっております。そのような関係から、今後共はちらぼさんとは是々非々でお付き合いをしていきたいし、お互いに町民のためになるように進めていきたいと考えております。以上です。

議長 村井 剛 近藤議員、よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 無いようでありますので、質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。日程第6、議案第51号 まちづくり活動センターの指定管理者の議決を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第51号は、原案どおり可決されました。今期臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。これをもって、八郎潟町議会第4回臨時会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

(午後2時14分)